

公益社団法人尼崎納税協会 青年部会規約

第1条（目的）

本規約は、公益社団法人尼崎納税協会（以下「協会」という。）青年部会（以下「本部会」という。）の構成及び運営等に関し、必要な事項を定めるものである。

第2条（事業）

本部会は、協会業務を適正円滑に運営することを目的とし、部会運営規程別表に掲げる事業を行う。

第3条（構成）

本部会は、企業の経営者・幹部等で4月1日現在、満55歳未満の者をもって構成する。

第4条（部会員）

本部会の部会員は、第2条の目的に賛同して次項の規定により入会した協会会員及びその親族並びに協会会員の所属する事業所の役職員とする。

2 本部会の部会員は、部会長の承認をもって所定の申込書を提出することにより入会し、また、任意にいつでも所定の届出を提出することにより退会することができる。

3 部会員は、定款第7条に基づき定める会費基準により、本部会の会費を支払う義務を負う。既納の会費その他の拠出金品は、原則としてこれを返納しない。

4 部会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

一 部会員が協会を退会若しくは死亡したとき

二 部会員の所属する事業所が、定款第10条の規定により協会の会員としての資格を喪失したとき

三 第3条の改正前（満50歳未満）の部会員が満50歳を迎えたとき

意思表示によって満55歳まで延長できるものとし、意思表示がない時は退会とする。

ただし、この場合の退会日は、当該年齢を迎えた事業年度の末日とする。

四 部会員が満55歳を迎えたとき

ただし、この場合の退会日は、当該年齢を迎えた事業年度の末日とする。

第5条（部会役員）

本部会に、幹事20名以内を置く。

2 幹事の中から次の部会役員を置く。

一 部会長 1名

二 副部会長 5名以内

三 監査 2名以内

2 部会役員の委嘱、任期及び職務については、部会運営規程第8条ないし第10条において定める。

第6条（会議）

本部会の会議は、定時総会、臨時総会及び幹事会とする。

なお、定時総会は、事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時総会は部会員の3分の1以上の要求があったとき又は幹事会が必要と認めたときに部会長が招集する。

2 幹事会は、すべての幹事で構成し、次の各号で定める事項を審議及び決議する機関として、適宜開催する。

- 一 定時総会の日時、場所及び目的事項
- 二 本部会が実施する各事業の内容
- 三 その他、本部会の運営に関する事項

3 定時総会は、部会員で構成し、次の各号で定める事項を審議及び決議する機関として、原則として年1回開催する。

- 一 本部会規約の改正案
- 二 本部会の事業計画、事業報告及び会計報告（4月1日～3月31日）
- 三 部会役員候補者
- 四 その他、本部会の運営に関する事項

4 前2項の会議は、部会運営規程第13条及び第14条の定めに準じて運営する。

5 第3項第三号については、幹事は部会員の互選により選出し、部会長、副部会長及び監査は、幹事の互選により選出する。

第7条（顧問及び相談役）

本部会に、顧問及び相談役3名以内を置くことができる。

2 顧問及び相談役の任命、任期及び職務等については、部会運営規程第11条で定める。

第8条（規約の改正）

本規約の改正は、総会の決議を経て、会長が改正することができる。

第9条（その他の事項）

本規約に定めていない事項は、その都度会長が定める。

附 則

- 1 部会役員の任期は、本規約初年度に限り、平成26年3月31日までとする。
- 2 本規約は、平成25年7月9日から施行する。
- 3 平成28年6月21日改正施行